

平成 27 年 12 月 30 日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会 (IASB)
「2015 年アジェンダ協議」に対する意見

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会 (IASB) が公表した意見募集「2015 年アジェンダ協議」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

記

○各質問へのコメント

Q1 – IASB のプロジェクトのバランス

IASB の作業計画は、テクニカル・プロジェクトの 5 つの主要な領域を含んでいる。

- (a) リサーチ・プログラム
- (b) 基準レベルのプログラム
- (c) 「概念フレームワーク」
- (d) 開示に関する取組み
- (e) 維持管理および適用に関するプロジェクト

当財団のリソースを上記の各領域にどれだけ割り当てるべきなのかを決定する際に、IASB はどのような要素を考慮すべきか。

(回答)

ここ数年、IASB は多くの基準を開発および適用している。また、同時に任意適用を含む IFRS 採用国も増えている。このような状況を踏まえると、各国で基準の適用上の問題も増えている可能性があることから、上記 (a)、(b) だけでなく、(e) 維持管理および適用に関するプロジェクトについて、今までより多くのリソースを割く必要が生じているものと考えられる。

Q2 – リサーチ・プロジェクト (リサーチ・プロジェクトの追加および削除)

IASB のリサーチ・プログラムは第 32 項に記載されており、IFRS 第 5 号についてリサーチ

のトピックを追加する可能性が第 33 項に記載されている。

IASB は次のことを行うべきか。

- (a) リサーチ・プログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えるとすれば、どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのリサーチ・プロジェクトの優先順位を下げるべきかについても説明されたい。
- (b) リサーチ・プログラムから、外貨換算（第 39 項から第 41 項参照）および高インフレ（第 42 項から第 43 項参照）についてのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 他にリサーチ・プログラムから削除すべきプロジェクトはないか。

Q3 - リサーチ・プロジェクト（相対的な重要度および緊急度）

リサーチ・プログラムの各プロジェクト（質問 2 への回答で提案した新しいプロジェクトを含む）について、相対的な重要度（高・中・低）および緊急度（高・中・低）をどのように考えるか。

なお、特にランクを高又は低とした項目について、それらのランク付けに至った具体的な要因は何か。

（回答）

リサーチ・プロジェクトについては、幅を広げすぎている懸念がある。IASBのリソースに限界があるとすれば、優先順位をつけて、重要度の低いものは開発しないという決定も必要になる。

優先順位の決定方法としては、例えば2種類の会計処理があるとして、損益に与えるインパクトがまったく違う、「のれんの償却・非償却」のようなものや企業の経済活動を明確に財務上表現できないような会計処理になるものを中心に議論することが考えられる。

また、以下、具体的なプロジェクトについて銀行界としての立場から、意見を述べたい。

第一に、「開示に関する取組み-開示原則」の開発については賛同できるものの、「開示の過多の削減」という観点から必ずしも検討されていない点を懸念している。金融機関をはじめとした作成者が当局から要請される規制開示や他の情報源で入手可能な情報等も踏まえ、利用者に対し真に有用な情報を提供できるよう、また、IFRS 導入に関するコスト削減の一環として、開示の削減に関しても、開示に関する取組みの一つとして、検討を行っていただきたい。

第二に、「資本の特徴を有する金融商品」に関しては、金融商品の複雑性が増す一方で、金融商品の分類に係る判断が銀行の資本政策に対して広範な影響を与えることが想定されるため、高い関心を持っている。本件については、重要性が高いものとして優先して検討を進めていただきたい。

第三に動的リスク管理に関する検討である。本件は銀行業のリスク管理およびヘッジ方針に与える影響が大きく、ニーズが高いため、優先的に検討を進めていただきたい。本件については、ディスカッション・ペーパーに対し、様々な意見が出たものの、結論が出ず、二回目の論点整理に向けた準備が行われているものと理解しており、現在は開示にフォーカスした論点整理となる予定と認識している。しかしながら、そういった方向性による会計基準の開発が適切かは疑問である。本件を優先的に検討しつつ、開発の方向性にも留意した対応を要望する。

Q4 - 主要なプロジェクト

主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。

(回答)

Q3 における回答でも述べたように、動的リスク管理の検討を優先して進めていただきたい。

Q5 - 維持管理および適用に関するプロジェクト

IASB と解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、導入支援の適切な組合せを提供しているか、その支援は十分か(第 19 項から第 23 項および第 50 項から第 53 項参照)。

(回答)

本件については一定程度支持できるが、十分とはいえない。

(理由)

適用後レビューや移行リソースグループ (TRG) における検討等を通じて、維持管理適用については支援する体制は整っている。その一方で、各国固有の問題点等については十分に対応しているとは言えない。世界で認められた唯一の会計基準であることを主張するのであれば、欧州の基準と言われぬように、アジア、オセアニアエリアからの主張等を十分に受け入れ、対応・検討を行っていくべきと考える。

加えて、新規公表された基準に関し、IFRS 未導入企業の導入コスト削減の観点による適用後レビューの実施を希望する。例えば、償却原価で測定する金融資産の測定に関する遡及免除規定として、移行日の帳簿価額を据え置くことが可能となれば負担は大きく減少し、IFRS 未導入企業にとって、導入が容易となる。

Q6 - 変更のレベル

IASB の作業計画は、全体として、基準の変更が適切なペースで、原則主義の基準設定に適切な詳細さで行われているか。賛成又は反対の理由は何か。

(回答)

適切なペースとはいえない。

(理由)

金融商品、リース、収益認識基準と適用時期が次々と到来する形となっており、企業の内部プロセスに必要な変更(システム開発負担等)は大きくなっている。影響度の大きい基準につい

ては、適用時期を調整する等、作成者である企業の対応に関する十分な時間を確保することが必要である。

Q7 – その他のコメント

IASB の作業計画について、他に何かコメントはあるか。

(回答)

基準開発等においては、米国会計基準審議会 (FASB) や日本基準とのコンバージェンスを念頭に進めていただきたい。現在、金融商品会計基準が米国基準と IFRS でまったく違うものとなることが確定的であり、米国にも子会社がある場合には、米国基準と IFRS の差異分析から始める必要がある等、作成者側の負担感が大きい。IFRS の理念は世界で単一の基準であるとするれば、大資本市場である米国との調整はいかなる場合も高い優先度を持って行う必要がある。また、日本の企業会計基準審議会 (ASBJ) をはじめとした各国基準設定主体との協議を重視し、なるべく世界単一の基準となるよう議論を進めていくべきである。

また、IFRS をより質の高い基準としていくためにも、国際金融規制等、その他の諸規制にも配慮いただき、今まで以上に、関係当局等とも協議を重ねながら対応していただきたい。

Q8 – アジェンダ協議の頻度

個別の主要なプロジェクトの完了に必要な時間を考慮して、IASB は、アジェンダ協議を、現在要求されている 3 年ごとではなく、5 年ごととすることが適切であると提案している。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、どのような間隔を提案するか。その理由は何か。

(回答)

5年ごととすることには反対である。

(理由)

今後は、2011 年時のような大規模な基準開発よりも導入フェーズが中心となってくると考えられるため、機動的な基準の改善を適時に図っていくためには、頻度は3年のままとすべきである。加えて、IFRS の各基準については、現在も各国企業の経済実態を正確に反映させられないものがあるため、基準の維持、適用に関するプロジェクトについては、アジェンダ協議の有無に関わらず、十分に行っていく必要がある。

以 上